

病院とそうNEWS

2004年8月6日
自治労横浜
病院闘争委員会

ホットライン
TEL 045-663-3003
FAX 045-663-3005
kouwan.hp@j-yokohama.or.jp



市民・脳血管「全適」提案される

8月5日、衛生局より2005年度から市民病院・脳血管センターを全部適用し、運営していくことが提案されました。

団体交渉には、自治労横浜から病院闘争委員会メンバー、衛生局、総務局が出席しました。冒頭、衛生局長のあいさつの後、全部適用の考えが示され、若林闘争委員長から申し入れを行い、4項目の基本 requirements を提出しました。以下が交渉のおもなやり取りです。



衛生局からの提案は、

横浜市病院事業における地方公営企業法一部適用から全部適用への変更について

横浜市の病院事業においては、地方公営企業法における財務規程等の一部を適用してまいりましたが、平成17年度から地方公営企業法の全部適用し、運営していくことを予定しております。

なお、今後、地方公営企業法の全部適用にむけた条例・規則等の整備を行うにあたり、地方公営企業法全部適用時の勤務条件など、職員の労働条件にかかわる内容については、詳細が整理され次第、協議してまいりたいと考えております。

若林闘争委員長より、

本日、横浜市の病院事業について地方公営企業法の全部適用による運営を予定していることを衛生局より正式に話を伺いましたが、このことにより整理すべき諸課題が多くあると考えています。

これまで労使の話し合いにより円滑に病院事業を展開してきたと考えています。今後とも、こうした労使関係を引き続き維持し、発展させていくことが極めて重要なことと認識しています。

病院職場に従事する職員にとって、労働条件をはじめとする諸課題の取り扱いが、改悪されることなく、きちんと整理されることが地方公営企業法の全部適用への移行の前提であると考えます。その意味からも今後、諸課題を整理していくにあたって「市民病院及び脳血管医療センターの地方公営企業法の全部適用に関わる申し入れ」4項目の【基本 requirements】を自治労横浜「病院問題闘争委員会」としてこの場で提出させていただきます。

裏に続きます。



衛生局からの回答

自治労横浜の要求	衛生局の回答
1, 市民病院と脳血管医療センターの地方公営企業の「全部適用」への移行について、「民営化」への前提ではないことを明確にすること。	地方公営企業法の全部適用は、抜本的な経営改革に取り組むため、経営責任者として病院事業管理者を設置し、経営に関わる権限と責任の明確化を図るものであり、 民営化を前提としたものではない です。
2, 「全部適用」への移行にあたっては、現行の労働条件の改悪を行わないこと。	地方公営企業法全部適用後の労働条件については、より一層職員が意欲をもって働けるようにすることも重要であると考えております。円滑な移行を念頭において今後、検討を進めてまいります。また、地方公営企業法全部適用は、 労働条件の引き下げを目的として行うものではありません 。
3, 当局が検討している両病院の「経営方針」や「人事政策」などは、深く労働条件に関することから、具体的な考え方を組合に提案し、労使協議を行うこと。	地方公営企業法全部適用による病院事業が円滑に進むよう、適宜、職員団体と話し合ってまいります。
4, 「全部適用」への移行にあたり、多くの課題が山積しています。労使協議について誠意をもって対応すること。	職員団体との話し合いにあたっては、誠意をもって対応してまいります。

最後に、若林闘争委員長から

今後、地方公営企業法の全部適用にむけた条例・規則等の整備を行うにあたっては、勤務条件や労働条件にかかわる内容についてこれまでの諸条件を基本として維持、改善が前提と考えています。

いずれにせよ労使の十分な協議を踏まえたうえで、お互いに納得して病院事業を行っていくことが物事を円滑に進める基本であると思います。

基本要求への回答を踏まえつつ、今後、労使で地方公営企業法の全部適用にむけた話し合いにあたっては、当局として誠意をもって対応していただくことを再度、お願いしておきます。

自治労横浜では、全適になっても、勤務条件・労働条件の維持改善に全力を尽くします。



ホットライン
 電話 045-663-3003
 ファクス 045-663-3005
 kouwan_hp@j-yokohama.or.jp

全適 ONE POINT

全適になると組合と病院の交渉で決まったことは、組合員のみ適応されます。